

# 中日本高速道路株式会社 第7回定時株主総会

日 時：平成24年6月27日（水） 午後1時開会

場 所：中日本高速道路株式会社 14階会議室

## 【議 題】

### 報告事項

1. 第7期（2011年4月1日から2012年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに連結計算書類に係る会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件
2. 第7期（2011年4月1日から2012年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名の選任の件
- 第3号議案 監査役1名の選任の件
- 第4号議案 退任役員に対する慰労金の贈呈の件

# 第 7 期 報 告 書

2011 年 4 月 1 日から  
2012 年 3 月 31 日まで

事業報告	P 1
計算書類	P 2 6
貸借対照表	
損益計算書	
株主資本等変動計算書	
個別注記表	
連結計算書類	P 3 6
連結貸借対照表	
連結損益計算書	
連結株主資本等変動計算書	
連結注記表	
会計監査人監査報告書	P 4 9
監査役会監査報告書	P 5 1

中日本高速道路株式会社

# 事業報告

(2011年4月1日から2012年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、高速道路事業(新東名高速道路・新名神高速道路や首都圏中央連絡自動車道(圏央道)などの新規ネットワークの早期完成、東名・名神高速道路、中央自動車道などのわが国の基幹をなす路線を24時間365日「安全・安心・快適」に提供するための管理運営、危機管理の徹底や大規模災害時の迅速な対応など)及び関連事業(お客さまに感動していただけるサービスエリアの創造や、積極的な海外事業の展開、当社グループの事業特性を活かした新しいビジネスの推進など)を通じて、地域社会の発展と暮らしの向上、日本経済全体の活性化、そして世界の持続可能な成長に貢献していくことを使命としています。

当連結会計年度(2011年度)におけるわが国の経済動向は、2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直してきていますが、同大震災の影響による厳しい雇用環境など、楽観を許さない情勢にあります。こうした事業環境の中、当社グループの事業については、2011年3月31日付けで国土交通大臣から認可を受けた平成23事業年度(2011年度)事業計画(注)に基づき、高速道路事業においては、安全・安心・快適な高速道路の実現に向けて、建設・管理コストの更なる縮減を進めながら、圏央道(高尾山インターチェンジ～八王子ジャンクション)の開通によるネットワークの整備、高速道路を健全な状態で百年以上維持するための「百年道路」計画に基づく道路構造物などの点検・評価技術の見直し及び補修・補強技術の開発の実施、並びにお手洗いの美化による高速道路の快適性向上などを推進してまいりました。関連事業においても、進化したサービスエリアである「EXPASA」を2010年度に引き続き新たに2箇所オープンさせるなどのサービスエリアの複合商業施設化の推進、沿線地方自治体や周辺地域との連携強化、旅行業やカードサービス事業の推進、海外コンサルティング業務の実施など、様々な事業に組織横断的に取り組み、国の経済対策や顧客動向変化などに的確に対応し、お客さま第一の姿勢でサービス向上に努めてまいりました。

また、地域社会との連携・支援として、事業エリアのすべての関係地方自治体との包括的提携協定をもとに、高速道路を活用した地域産業・観光の振興、地産地消の促進、文化の交流などの連携や災害時の支援など地域との連携・協力体制の一層の強化への取組みを進めたほか、環境・持続可能社会への貢献として、事業活動を通じた3R(REDUCE・REUSE・RECYCLE)の推進や、電気自動車に対応した急速充電システムの新東名高速道路のサービスエリアへの導入、アイドリングストップ給電システムの試行導入箇所の拡大などを進めました。

当社グループでは、東日本大震災の発生後、3月12日から災害支援要員を延べ1,500名、車両を延べ950台派遣するとともに、日本赤十字社への総額3,500万円の義援金の寄付、一部のグループ会社における被災者の優先的な採用など、グループ一体となり積極的な被災地支援を実施してまいりました。

なお、2011年10月から12月にかけて、当社の元社員が所得税法違反及び詐欺罪により逮捕・起訴され、その後有罪判決を受けたとともに、社内調査委員会において業務プロセス全般の調査を進めて行く中で、不適切な業務処理の事案が発見されました。当社の業務に関連してこのような事案が発生したことを深くお詫びするとともに、一日も早く国民の皆様の信頼を回復できるよう、全社をあげて再発防止策の実施を徹底してまいります。

事業別の状況は、以下のとおりです。

(注) 事業計画の高速道路事業に係る部分は、高速道路株式会社法第6条の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と締結した協定(以下「協定」といいます。)の内容に従っています。

#### 【高速道路事業】

高速道路事業については、信頼性の高い高速道路ネットワークの構築と良好な管理による、安全・安心・快適な高速道路空間の提供に努めてまいりました。

#### (建設事業)

建設事業については、首都・中部・近畿の大都市圏間の経済・文化の交流を活性化させ、同時に沿線地域の生活を支えることを目的として、高速道路ネットワークの整備を図ってまいりました。

当連結会計年度においては、2012年3月25日に、圏央道 高尾山インターチェンジ～八王子ジャンクション間2.0kmを開通させました。

また、新東名高速道路については、御殿場ジャンクション～三ヶ日ジャンクション間162kmの開通に向けた最終的な準備を進めるとともに、新東名リーディングプロジェクト(注)において、2009年度から実施中の新東名高速道路のフィールドを活用した実証実験を踏まえ、新東名高速道路への各種サービスの導入を進め、2012年4月14日に上記区間を開通させました。

(注) 国土形成上特に重要な交通基盤施設である新東名高速道路について、現東名高速道路の渋滞緩和といった補完機能にとどめることなく、わが国の最先端技術を活用した道路交通システムや、先進的なサービス・メンテナンスの導入検討、新規休憩施設の展開や周辺地域を含めた開発プロジェクトなどの検討を組織横断的に実施する取組み。

#### (保全・サービス事業)

保全・サービス事業については、お客さまに満足していただけるサービスを 24 時間 365 日提供することにより、安全・安心・快適な高速道路の実現に向けた取り組みを続けてまいりました。

当連結会計年度においては、老朽化した道路構造物などの緊急安全点検・補修の実施、本線渋滞を緩和させるための付加車線の設置及び 2011 年 10 月 21 日には東名高速道路岡崎地区における暫定 3 車線の運用を開始しました。

東日本大震災を踏まえ、BCP(業務継続計画)のグループ全体への展開、津波被害想定の見直し、耐震補強のさらなる推進、休憩施設の防災拠点化の検討、国土交通省や陸上自衛隊、関係地方自治体との協力体制の強化を図るとともに、東日本大震災や台風などにより被害を受けた地域への復旧支援を実施しました。

高速道路の長期保全計画のあり方については、有識者による「高速道路ネットワークの長期保全計画に関する検討会」での検討を踏まえ、対症療法的な「事後保全」から「計画保全」への転換を推進する「百年道路」計画の実行を開始しました。

休憩施設においては、商業施設の大規模改良にあわせ駐車場の改良を行うとともに、バリアフリー化、お手洗いの美化などを引き続き実施しました。加えて、樹木剪定や草刈などを実施することにより、道路機能の保持及び道路景観の向上を図りました。

交通混雑期には、安全対策(渋滞末尾警戒)や休憩施設での特設トイレの設置、駐車場での交通整理員の配置、ゴミ清掃の時間延長、料金所での安全対策などを行いました。

次世代高速道路の実現に向け、ITSスポットを活用した広域な道路情報の提供に加え、リアルタイム情報などの提供による安全運転支援を開始するとともに、渋滞対策への活用方法の検討に着手しました。

また、お客さまの利便性を向上するために、ETC レーンを増設したことにより、ETC 利用率は 2012 年 3 月に 89.2%となりました。

2009 年 8 月に発生した駿河湾を震源とする地震により東名高速道路牧之原地区の盛土のり面が崩落しましたが、2010 年 7 月に当該箇所の工事が完了し、類似盛土の対策工事を順次実施しています。また、2007 年度に西湘バイパスで発生した台風 9 号災害、ならびに 2011 年 7 月から 9 月にかけて発生した台風 6 号、12 号及び 15 号による各災害についても、一部を除き、2012 年 3 月に対策工事を完了しました。

また、2012 年 1 月 23 日に、東名高速道路用宗高架橋の水切り板が一部垂れ下がり、JR東海道線の架線と接触し、鉄道の運行に重大な支障を及ぼす事故が発生しました。これを受けて、鉄道との交差・並行箇所の付属物点検を徹底し、鉄道交差箇所は今後 2 年以内に全箇所の点検を完了するよう鉄道事業者と協議・調整を進めました。

#### 【関連事業】

(サービスエリア事業)

サービスエリア事業については、運営子会社である中日本エクシス株式会社と一体となって「より快適」「より便利」「より楽しい」サービスエリアの実現に向け、新しいサービスエリアの創造を推進してまいりました。

当連結会計年度においては、海老名サービスエリア上り線、談合坂サービスエリア下り線の2箇所において大規模改良による複合商業施設化を進め、「EXPASA」ブランドとしてリニューアル・オープンさせました。

また、新東名高速道路 御殿場ジャンクション～三ヶ日ジャンクション間においては、13箇所の商業施設の開発を進めました。そのうち、駿河湾沼津サービスエリア、清水パーキングエリア、静岡サービスエリア、浜松サービスエリアの7箇所の商業施設においては、未来を予感させる商業施設として、新たなブランド「NEOPASA(ネオパーサ)」を立ち上げることとしました。

このほか、サービスエリアにおける地域観光PR イベントや、産直市場の実施、さらには市中においてサービスエリアの魅力をPRするイベントの開催などに積極的に取り組み、地域との連携強化に努めました。

#### (旅行業・ウェブ事業)

旅行業については、引き続き高速道路資産を活かした旅行商品として、高速道路の工事現場・管理施設の見学と地域の観光資源を組み合わせた当社ならではのバスツアーを企画・販売するとともに、地方自治体や企業に対し、広告商品やイベントを企画・提案し、沿線地域への旅行を促進する観光プロモーション事業に取り組みました。

また、ウェブ事業においては、料金検索エンジン「ドライブコンパス」と連動したお客さまの目的地周辺の観光・宿泊情報、当社ホームページのコンテンツの充実、新商品の紹介やスマートフォンへの対応などを行い、魅力を向上させました。

#### (海外事業)

海外事業については、アジア地域を中心とした有料道路事業への投資を実現すべく現地調査を実施し、各関係機関との協議を進めました。特にベトナムでは、現地道路機関との事業の共同実施を視野に入れ、具体的な事業スキームや資金調達のあり方について検討を進めています。コンサルティング業務については、積極的な営業活動を展開した結果、ベトナムで5件の業務を受注しました。

また、9月には、当社をはじめとする高速道路5会社が共同で海外事業を実施することを目的として「日本高速道路インターナショナル株式会社」を設立しました。

さらに、海外からの視察を数多く受け入れるなどの積極的な国際交流を通じて、幅広い情報交換ネットワークの構築を進めたほか、国が実施する海外協力事業に社員を派遣するとともに、海外での道路関係会議において日本の高速道路技術を紹介するなど、国際貢献にも力を入れました。

#### (カードサービス事業)

カードサービス事業については、当社の会員カード「プレミアムドライバーズカード」の会員数が、経済動向やカード業界をとりまく環境の変化などに伴い若干減少しましたが、お客さまのご利用を促進するために、ご利用金額に応じたボーナスポイントの追加付与、当社旅行事業との連携による旅行商品の会員優待価格販売、サービスエリア事業との連携によるサービスエリアご利用時の特典追加及びガスターションにおける割引サービスなどを行い、会員カードの魅力を向上させました。

#### 【当期の業績】

当期における当社グループの業績は、営業収益が 596,306 百万円(前期比 9.6%減)、営業利益が 8,822 百万円(前期比 11.1%減)、経常利益が 10,041 百万円(前期比 9.7%減)、当期純利益が 6,856 百万円(前期比 4.7%増)となりました。

次に、当社個別の業績ですが、営業利益は、4,890 百万円(前期比 21.8%減)となりました。このうち、高速道路事業営業利益は、「協定」で取り決めた道路資産賃借料を差し引いた後、1,243 百万円となりました。関連事業営業利益は、道路休憩所(サービスエリア)事業を中心に 3,647 百万円となりました。

以上により、税引前当期純利益は 5,239 百万円(前期比 18.9%減)、当期純利益は 2,157 百万円(前期比 42.5%減)となりました。

#### (2)設備投資等の状況

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、道路整備特別措置法第 51 条第 2 項ないし第 4 項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時などにおいては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法第 14 条第 3 項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます。この機構から当社が借り受ける道路資産は、当社の資産としては計上されません。

当連結会計年度における設備投資総額は 29,727 百万円です。

なお、当連結会計年度に機構に帰属した道路資産の総額は 59,023 百万円です。

#### 【高速道路事業】

高速道路事業では、当連結会計年度に 18,853 百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は以下のとおりです。

- ・圏央道 高尾山インターチェンジ～八王子ジャンクションの開通に伴う料金徴収施設の新設(高

尾山インターチェンジのETC6レーン及びトールゲート新築)

- ETCレーン増設計画に基づき、ETCレーンを長野自動車道岡谷インターチェンジをはじめとする50料金所に58レーン増設
- ETCレーンでのトラブルの削減に向け、ETCカード未挿入による停止処理を防止するための「お知らせアンテナ」を東海北陸自動車道高鷲インターチェンジをはじめとする37箇所の新設

#### 【関連事業】

関連事業では、サービスエリア事業において、当連結会計年度に7,825百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は以下のとおりです。

- サービスエリアの複合商業施設化のための大規模改良(2箇所)
- 新東名高速道路におけるサービスエリアの新設工事(13箇所)

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の道路建設事業資金に充てるため、次のとおり社債を発行するとともに、3月には13金融機関から借入れを行い、総額350,000百万円を調達しました。また、関連事業資金に充てるため、3月に5,000百万円を調達しました。なお、社債については、株式会社格付投資情報センターよりAA+、ムーディーズ・ジャパン株式会社からAa3の格付を取得しています。

内訳については、以下のとおりです。

種別	発行日 (借入日)	発行額 (借入額)
社債		
第26回社債(3年債)	2011年5月31日	15,000百万円
第27回社債(5年債)	2011年5月31日	25,000百万円
第28回社債(7年債)	2011年5月31日	10,000百万円
第29回社債(10年債)	2011年5月31日	20,000百万円
第30回社債(3年債)	2011年9月27日	10,000百万円
第31回社債(5年債)	2011年9月27日	20,000百万円
第32回社債(7年債)	2011年9月27日	15,000百万円
第33回社債(10年債)	2011年9月27日	25,000百万円
第34回社債(3年債)	2011年11月25日	35,000百万円
第35回社債(5年債)	2011年11月25日	10,000百万円
第36回社債(10年債)	2011年11月25日	15,000百万円
第37回社債(4年債)	2012年2月28日	35,000百万円
第38回社債(7年債)	2012年2月28日	15,000百万円
第39回社債(10年債)	2012年2月28日	50,000百万円
社債計		300,000百万円



長期借入金		
長期借入金(3年) 株式会社みずほコーポレート銀行他 12 金融機関	2012年3月14日	50,000 百万円
長期借入金(1年超) 株式会社三菱東京UFJ銀行	2012年3月23日	5,000 百万円
長期借入金 計		55,000 百万円
合計		355,000 百万円

(注)2012年5月23日に、第40回社債(4年債、発行額40,000百万円)、第41回社債(7年債、発行額20,000百万円)及び第42回社債(10年債、発行額40,000百万円)をそれぞれ発行しました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、今後5か年にわたる『経営計画 2012(2012-2016)』を策定しました。本計画では、2011年度からの継続目標である2015年度の「世界一の高速道路会社」の実現に向けて、当社グループを取り巻く社会経済情勢を踏まえ、ステークホルダーとのコミュニケーションの充実、新たな事業領域への積極的な展開、本業を通じたCSRの実践、ネットワークの早期整備、災害に強い高速道路づくり、「百年道路」計画の実行、サービスエリアの大規模改良、海外事業展開などの重点施策を織り込むとともに、2012年度の経営方針を「1.『世界一の高速道路会社』に向けた施策の確実な実行」、「2. 期待を超える感動のお届けと揺るぎない信頼の獲得」、「3. 新たな領域への果敢な挑戦」としています。

今後5年間に実施する主な施策は、以下のとおりです。

#### 【基本施策】

##### I すべてのステークホルダーの皆さまに感動と満足を

～お客さま第一の徹底、地域との連携、ステークホルダーコミュニケーションの充実～

- ①「安全・安心・快適」にご利用いただける高速道路空間を創出します。
- ②お客さまの期待を超え、感動を呼ぶサービスを提供します。
- ③お客さまの期待に応える事業活動とあわせて、ステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションを大切にした広報・渉外活動を積極的に展開し、感動と信頼のNEXCO中日本ブランドを構築します。
- ④社会の期待やニーズの変化に的確に対応し、本業を通じてCSRを実践します。
- ⑤社員のモチベーションを高め、働きがいのある職場をつくります。
- ⑥「高い倫理観に根ざした企業文化」を醸成します。
- ⑦公正・透明な手続きのもと、適切な調達を実施します。
- ⑧低利で安定的な資金調達を行います。

## II 飛躍へのたゆまぬ挑戦

- ①イノベーションを加速し、新たな事業領域に挑戦します。
- ②「世界をリードする高速道路システム」を展開します。
- ③世界的水準の技術開発を推進します。
- ④変革への強い意志を持った人材を育成します。
- ⑤グループ総合力を強化し、グループ経営の活性化・効率化を推進します。

### 【高速道路事業施策】

- ①新規ネットワークの構築を進めるべく、2016年度までに、322kmの高速道路を新たに開通させます。また、料金徴収期間が満了する道路を適切に国へ引き継ぎます。
- ②「百年道路」計画や災害に強い高速道路づくりを推進し、お客さまに安全で安心してご利用いただける高速道路空間を提供します。
- ③快適な高速道路空間とサービスを提供するため、付加車線の設置などの渋滞対策や営業中の高速道路の機能強化・利便性向上のため、スマートインターチェンジの着実な整備を進めます。
- ④ITS技術の導入などにより、世界をリードする高速道路システムを展開します。
- ⑤設計段階における道路構造の見直しや、工事段階での新技術や新工法の採用などにより、一層のコスト削減を促進します。
- ⑥アウトカム指標を用いた事業目標を設定します。

### 【関連事業施策】

- ①お客さまに感動していただけるサービスエリアを創造します。
- ②サービスエリアを通じて地域の発展や環境保全に貢献します。
- ③サービスエリアの機能を拡充し、事業の拡大・成長を追求します。
- ④お客さまに高速道路をより楽しくご利用いただくためのサービスとして、旅行業やカードサービス事業などを推進します。
- ⑤海外において積極的に事業を展開します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループ(企業集団)の財産及び損益の状況

区分	期別 2008年度 第4期 (2008年4月1日 ~2009年3月31日)	2009年度 第5期 (2009年4月1日 ~2010年3月31日)	2010年度 第6期 (2010年4月1日 ~2011年3月31日)	2011年度 第7期 (当連結会計年度) (2011年4月1日 ~2012年3月31日)
営業収益	791,729 百万円	581,502 百万円	659,296 百万円	596,306 百万円
経常利益	13,846 百万円	10,963 百万円	11,122 百万円	10,041 百万円
当期純利益	8,093 百万円	5,540 百万円	6,547 百万円	6,856 百万円
1株当たり当期純利益	62円25銭	42円61銭	50円36銭	52円74銭
総資産	1,309,398 百万円	1,491,720 百万円	1,653,647 百万円	1,991,602 百万円

② 当社の財産及び損益の状況

区分	期別 2008年度 第4期 (2008年4月1日 ~2009年3月31日)	2009年度 第5期 (2009年4月1日 ~2010年3月31日)	2010年度 第6期 (2010年4月1日 ~2011年3月31日)	2011年度 第7期 (当事業年度) (2011年4月1日 ~2012年3月31日)
営業収益	776,619 百万円	562,702 百万円	634,845 百万円	568,704 百万円
経常利益	8,409 百万円	4,939 百万円	7,166 百万円	5,659 百万円
当期純利益	5,363 百万円	1,736 百万円	3,753 百万円	2,157 百万円
1株当たり当期純利益	41円25銭	13円35銭	28円87銭	16円59銭
総資産	1,298,426 百万円	1,481,628 百万円	1,641,185 百万円	1,972,311 百万円

(6) 重要な子会社の状況(2012年3月31日現在)

1) 重要な子会社の状況

番号	名称	住所	資本金	議決権比率	主要な事業内容
①	中日本エクシス株式会社	名古屋市 中区	45 百万円	100%	当社が管理する高速道路のサービスエリアにおける飲食・物販・不動産賃貸業
②	中日本エクストール横浜株式会社	横浜市 西区	100 百万円	100%	東京支社及び八王子支社管内の高速道路の料金收受業務
③	中日本エクストール名古屋株式会社	名古屋市 中区	100 百万円	100%	名古屋支社及び金沢支社管内の高速道路の料金收受業務

④	中日本ハイウェイ・パトロール東京株式会社	東京都 新宿区	50 百万円	100%	東京支社及び八王子支社管内の 高速道路の交通管理業務
⑤	中日本ハイウェイ・パトロール名古屋株式会社	名古屋市 中区	50 百万円	100%	名古屋支社及び金沢支社管内の 高速道路の交通管理業務
⑥	中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社	東京都 新宿区	90 百万円	100% (19.7%)	東京支社及び八王子支社管内の 高速道路の保全点検業務
⑦	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社	名古屋市 中区	90 百万円	100% (18.7%)	名古屋支社及び金沢支社管内の 高速道路の保全点検業務
⑧	中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社	東京都 港区	30 百万円	88.7% (5.5%) [11.2%]	東京支社管内の高速道路の維持 修繕業務
⑨	中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社	東京都 八王子市	50 百万円	100%	八王子支社管内の高速道路の維持 修繕業務
⑩	中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社	名古屋市 中区	45 百万円	100%	名古屋支社管内の高速道路の維持 修繕業務
⑪	中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社	石川県 金沢市	50 百万円	100%	金沢支社管内の高速道路の維持 修繕業務
⑫	NEXCO中日本サービス株式会社	名古屋市 中区	75 百万円	100%	不動産関連事業、人材派遣事 業、社屋管理等事業、お客様窓 口関連事業、研修人材開発事業 及び売店事業
⑬	中日本ロード・メンテナンス東海株式会社	名古屋市 中区	30 百万円	51.0% (51.0%)	名古屋支社管内の高速道路の維持 修繕業務
⑭	株式会社エイチ・オール横浜	横浜市 西区	35 百万円	100% (100%)	高速道路の休憩施設における売 店運営業務
⑮	株式会社グランセル セイワサービス	名古屋市 中区	20 百万円	66.6% (66.6%) [19.2%]	高速道路の休憩施設における売 店運営業務

⑩	中日本高速技術マーケティング株式会社	名古屋市 中区	10 百万円	100%	製品の販売・開発、コンサルティング事業
⑪	中日本高速オートサービス株式会社	愛知県 一宮市	20 百万円	100% (100%)	高速道路の維持管理車両の車両管理業務

(注)1.議決権比率の( )内は、間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.議決権比率の[ ]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

3.株式会社エイチ・アール横浜の株式については、株式会社グランセルセイワサービスが保有する株式に加え、中日本エクシス株式会社が2012年1月10日に取得し、子会社としております。(番号⑭)

4.株式会社グランセルセイワサービスの株式については、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社及び株式会社エイチ・アール横浜が保有する株式に加え、中日本エクシス株式会社が2012年1月10日に取得し、子会社としております。(番号⑮)

5.中日本高速技術マーケティング株式会社については、当社が2012年3月1日に100%出資子会社として設立しております。(番号⑯)

6.中日本高速オートサービス株式会社については、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社及び中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社とで、2012年3月2日に設立し、子会社としております。(番号⑰)

7.中日本エクシス株式会社は、サービスエリアにおける自動販売機事業及び飲食事業を専門的に実施する会社として、2012年4月2日に中日本ハイウェイ・アドバンス株式会社を100%出資子会社として設立しております。

8.中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社は、当社が行う高速道路の維持修繕業務について、合理的に実施することを目的として、2012年4月4日に中日本ロード・メンテナンス静岡株式会社の株式を取得し、子会社としております。

9.中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社は、当社が行う高速道路の維持修繕業務について、合理的に実施することを目的として、2012年4月9日に東京ロードメンテナンス株式会社の株式を取得し、子会社としております。

2) 重要な関連会社の状況

番号	名称	住所	資本金	議決権比率	主要な事業内容
①	北陸高速道路ターミナル株式会社	石川県 金沢市	1,156 百万円	26.7% (2.3%) [0.9%]	トラックターミナル、貨物保管施設及びこれに附帯する施設の建設、管理並びに賃貸事業
②	株式会社NEXCOシステムズ	東京都 台東区	50 百万円	33.3%	料金計算等の基幹システムの運用管理
③	株式会社高速道路総合技術研究所	東京都 町田市	45 百万円	33.3%	高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発業務
④	株式会社NEXCO保険サービス	東京都 千代田区	15 百万円	33.3%	保険代理事業
⑤	ハイウェイ・トール・システム株式会社	東京都 中央区	75 百万円	19.6% (7.8%) [7.8%]	料金収受機械の保守業務及びETCの保守業務
⑥	日本ロード・メンテナンス株式会社	東京都 港区	100 百万円	15.0% (15.0%)	道路に関する維持管理全般、道路機械清掃作業、管渠機械浚渫作業、道路の舗装並びに補修工事ほか
⑦	中日本ロード・メンテナンス中部株式会社	名古屋市 中村区	45 百万円	35.6% (35.6%) [9.9%]	名古屋支社管内の高速道路の維持修繕業務
⑧	株式会社東京ハイウェイ	東京都 千代田区	86 百万円	15.0% (15.0%)	道路に関する維持管理全般、道路機械清掃作業、管渠機械浚渫作業、道路の舗装並びに補修工事ほか
⑨	中日本施設管理株式会社	東京都 中野区	30 百万円	49.0% (49.0%)	高速道路等の付帯設備に関する保守、管理業務ほか
⑩	NHS名古屋株式会社	名古屋市 千種区	20 百万円	33.5% (33.5%)	名古屋支社管内の高速道路の維持修繕業務
⑪	ティーシーメンテナンス株式会社	長野県 松本市	20 百万円	33.4% (33.4%)	八王子支社管内の高速道路の維持修繕業務
⑫	日本高速道路インターナショナル株式会社	東京都 千代田区	499 百万円	28.6%	海外の高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理、その他道路に関する事業

⑬	株式会社高速保全	東京都 八王子市	30 百万円	33.3% (33.3%)	八王子支社管内の高速道路の維持修繕業務
⑭	株式会社アステック	石川県 白山市	75 百万円	19.4% (19.4%) [6.8%]	北陸地方の休憩施設における売店運営業務

(注)1.議決権比率の( )内は間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.議決権比率の[ ]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

3.株式会社 NEXCO 保険サービスについては、2011 年 7 月 11 日に所在地を東京都千代田区に移転しております。(番号④)

4.中部ホールディングス株式会社については、2011 年 6 月 8 日に、「中日本ロード・メンテナンス中部株式会社」に商号変更しております。(番号⑦)

5.株式会社東京ハイウェイの株式については、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社が 2011 年 5 月 2 日に株式を取得し、関連会社としております。(番号⑧)

6.中日本施設管理株式会社の株式については、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社及び中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社が 2011 年 6 月 17 日に取得し、関連会社としております。(番号⑨)

7.NHS名古屋株式会社の株式については、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社が 2011 年 8 月 29 日に取得し、関連会社としております。(番号⑩)

8.ティーシーメンテナンス株式会社の株式については、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社が、2011 年 8 月 31 日に取得し、関連会社としております。(番号⑪)

9.日本高速道路インターナショナル株式会社については、当社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社とで、2011 年 9 月 1 日に設立し、関連会社としております。なお、企業結合会計基準に基づく共同支配企業に該当しております。(番号⑫)

10.株式会社高速保全の株式については、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社が 2011 年 12 月 19 日に取得し、関連会社としております。(番号⑬)

11.株式会社アステックについては、2012 年 1 月 10 日の株式会社エイチ・アール横浜株式会社及び株式会社グランセルセイワサービスの子会社化に伴い、議決権比率が増加となり、関連会社としております。(番号⑭)

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、事業エリアの1都11県の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、安全・安心・快適で、時代をリードする高速道路空間を創出し、地域社会の発展と暮らしの向上、日本経済全体の活性化、そして世界の持続可能な成長に貢献することを目的として、以下の事業を実施しています。

### 【高速道路事業】

建設事業については、計画から施工までのすべての段階で、事業のスリム化とリスク管理の徹底を図りながら着実かつ効率的・効果的に事業を推進し、早期開通などの地域の期待に応えます。

保全・サービス事業については、日本の東西基幹交通を担う大動脈である東名・名神に新たに新東名・新名神を加えたネットワークの強化により、沿線地域の皆さまの生活を支える高速道路の管理・運営を通じて、お客さまに満足していただけるサービスを24時間365日提供します。

### 【関連事業】

サービスエリア事業については、お客さまの期待を超える感動を提供していくことをめざして、「お招き」と「おもてなし」の心による接客を常に心がけるとともに、お客さまの多様なニーズを反映し、新東名ネットワーク時代に対応するため、各エリアの個性を明確に打ち出し、何度も訪れたくなるようなサービスエリアを創造します。

その他の事業については、地域・社会などのステークホルダーへの貢献を図るため、新しいビジネスの企画・開発に積極的に取り組み、事業の拡大・成長を追求するとともに、お客さまにより楽しく高速道路をご利用いただくためのサービスとして、旅行業やカードサービス事業などを推進します。

さらに、当社グループの培ってきた建設・維持管理などに関する技術・ノウハウを活用して、海外での事業を積極的に展開することにより、世界の高速道路整備に貢献します。

## (8) 主要な営業所(2012年3月31日現在)

### ① 当社の主要な事業所

本社（愛知県名古屋市）

支社など

東京支社(東京都港区)

名古屋支社(愛知県名古屋市)

八王子支社(東京都八王子市)

金沢支社(石川県金沢市)

工事事務所 16 箇所、保全・サービスセンター24 箇所

ベトナム事務所



②重要な子会社の本店所在地

9 ページから 13 ページ「(6) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(9) 従業員の状況 (2012年3月31日現在)

①当社グループ(企業集団)の従業員の状況

事業の種類別	従業員数
高速道路事業	8,239 (1,282) 人
サービスエリア事業	491 (577) 人
その他(関連)事業	82 (1) 人
全社(共通)	341 (0) 人
合 計	9,153 (1,860) 人

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は、前会計期間の平均人員を( )内に外数で記載しています。

②当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
2,094 人	41.6 歳	18.8 年

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しています。

2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を通算した年数を示しています。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2012年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほコーポレート銀行	82,778 百万円
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	73,600 百万円
株式会社三井住友銀行	64,258 百万円
信金中央金庫	60,127 百万円
農林中央金庫	59,679 百万円

(注) 借入金残高については、単位未満切捨で記載しています。

## 2.会社の株式に関する事項

### (1)株式の状況(2012年3月31日現在)

- ①会社が発行する株式の総数 520,000,000 株
- ②発行済株式の総数 普通株式 130,000,000 株
- ③株主数 2名
- ④大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
国土交通大臣	129,940,882 株	99.95%
財務大臣	59,118 株	0.05%

## 3.新株予約権等に関する事項

特に記載すべき事項はありません。

#### 4.会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2012年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
金子剛一	代表取締役会長兼社長 最高経営責任者(CEO)兼グループCEO 最高執行責任者(COO)兼グループCOO 監査部担当	
吉川良一	取締役 専務執行役員 保全・サービス事業本部長	
中山啓一	取締役 常務執行役員 総務本部長	
高松隆久	取締役 常務執行役員 関連事業本部長	
廣瀬輝	取締役 常務執行役員 建設事業本部長	
小室俊二	取締役 常務執行役員 企画本部長	
高橋達治	常勤監査役	
伊藤孝一郎	常勤監査役	
神尾隆	監査役	東和不動産株式会社 相談役
富山和彦	監査役	株式会社経営共創基盤 代表取締役CEO オムロン株式会社 社外取締役 ぴあ株式会社 社外取締役 株式会社朝日新聞社 社外監査役

(注)1.伊藤孝一郎氏、神尾隆氏及び富山和彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

2. 神尾隆氏は、東和不動産株式会社の相談役であり、同社の代表取締役社長、トヨタ自動車株式会社専務取締役を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

3. 富山和彦氏は、株式会社経営共創基盤代表取締役CEOであり、株式会社産業再生機構代表取締役専務 COO 在任中に数多くの企業再生支援に携わるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

4. 2011年6月27日開催の定時株主総会の終結の時をもって、監査役川口文夫氏及び石塚博司氏

は辞任により退任しました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款または株主総会 決議に基づく報酬	6名	107,134,096円	6名	42,033,996円	12名	149,168,092円

(注) 1. 創立総会決議による報酬限度額は次のとおりです。

取締役 年額 200 百万円以内 (2005 年 9 月 28 日創立総会決議)

監査役 年額 70 百万円以内 (2005 年 9 月 28 日創立総会決議)

2. 上記支給額のほか、2011 年 6 月 27 日開催の定時株主総会決議に基づき、退任監査役 2 名に支払った役員退職慰労金として、3,371,564 円があります。
3. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金 10,608,782 円(取締役 5 名 7,351,530 円、監査役 4 名 3,257,252 円)を計上しております。
4. 監査役の報酬支給人員には、当期中に退任した監査役 2 名が含まれています。

(3) 社外役員に関する事項

① 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	伊藤 孝一郎	当事業年度開催の取締役会 15 回のうち 15 回に、また監査役会 16 回のうち 16 回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
監査役	神尾 隆	就任後開催の取締役会 11 回のうち 11 回に、また監査役会 11 回のうち 11 回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
監査役	富山 和彦	就任後開催の取締役会 11 回のうち 10 回に、また監査役会 11 回のうち 10 回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。

② 各社外役員の法令違反等に対する対応の概要

2011 年 10 月から 12 月にかけて、当社の元社員が所得税法違反及び詐欺罪により逮捕・起訴され、その後有罪判決を受けたとともに、社内調査委員会において業務プロセス全般の調査を進めて行く中で、不適切な業務処理の事案が発見されました。

上記の社外監査役3氏は、監査役会及び取締役会において、従来からコンプライアンス及びリスク管理の視点で様々な提言を行っております。なお、本件についても、原因究明や再発防止の観点から今後取り得るべき対応策等についてそれぞれの見地から、適宜、意見を述べています。

### ③責任限定契約の内容の概要

区分	氏名	概要
監査役	神尾 隆	当社と会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。
監査役	富山 和彦	当社と会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

### ④社外役員の報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款または株主総会決議に基づく報酬	---	-----	5名	25,288,996 円	5名	25,288,996 円

- (注) 1. 上記支給額のほか、2011年6月27日開催の定時株主総会決議に基づき、退任監査役2名に支払った役員退職慰労金として、3,371,564円があります。
2. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金 1,890,859円を計上しております。
3. 監査役の報酬支給人員には、当期中に退任した監査役2名が含まれています。

## 5.会計監査人に関する事項

### (1)名称

新日本有限責任監査法人

### (2)報酬等の額

#### ① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

1)公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	74,600 千円
2)公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	4,410 千円
合 計	79,010 千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めております。

また、社債発行に係るコンフォートレター作成業務の報酬の額(当会計年度8,600千円)を含めております。

2. 上記2)の業務の内容は、国際財務報告基準への移行等にかかる助言業務についての対価を支払っております。

#### ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 86,810千円

### (3)解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とします。

## 6.業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社が「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」として取締役会で決議した事項は、次のとおりです。(最終改正:2010年10月7日)

### ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役をはじめ、すべての役員及び社員一人ひとりが高い理念と規範に基づき行動することを認識し、さまざまな局面で実践すべき指針として「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を定めるとともに、外部有識者を主体とする人事・倫理委員会を設置し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題について審議します。

また、取締役会規程に基づき、定例の取締役会を月1回開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役は、定期的に業務執行状況の報告を行います。

入札契約手続きについては、その透明性・公平性を高めるために、道路工事などの入札契約機関である支社毎に、外部有識者からなる入札監視委員会を設置します。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書の管理に関する規則を制定の上、文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、保存します。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務部において永年保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書などについても、同規則に基づいて適正に保存・管理します。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全・安心・快適な高速道路の提供を使命とする道路事業者として、災害・事故をはじめ、国民的被害のおそれのある重大事象などのクライシス・リスクに対する危機管理体制を強化するため、担当取締役の下に危機管理を専門的に統括する職を置くとともに、迅速かつ的確な対処を行うための体制・要領などを整備します。

また、環境、コンプライアンス、情報セキュリティ、財務等に係るその他のリスクについても、それぞれの担当部署において規則等の制定、体制の整備、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うとともに、経営企画部においてグループ全体のリスクを組織横断的に統括します。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を月1回開催し、重要事項について決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督します。併せて、取締役会の機能強化と経営効率の向上のために、全取締役、本部長、執行役員等をメンバーとする経営会議を定期に開催し、重要事項について討議します。

また、当社グループ全体の執行方針の決定・共有のため、全取締役、執行役員、グループ会社の社長などをメンバーとするグループ全体会議も定期に開催します。なお、監査役は、これらの全ての会議に出席できるものとします。

また、執行役員制の導入により、意思決定・監督機能と執行機能を分離し、取締役のチェック機能を強化するとともに、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定します。また、グループ全体で企業ビジョンや経営方針などを共有するため、長期(5年)・中期(3年)・年度経営計画を策定し、社会・経済情勢などに応じ、臨機に見直しを行うとともに、経営管理システムを用いて業績管理を行います。

#### ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令、定款及び社会規範を遵守するために、倫理行動規範をはじめとするコンプライアンスに関する規程などを制定します。あわせて、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、社内研修などの実施により、継続的な啓発・支援などを行います。

また、コンプライアンスに関する通報・相談を通じて法令や社内規程などの遵守、不祥事の未然防止などを図るため、社内相談窓口として「コンプラホットライン」、社外相談窓口として「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えます。

#### ⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての企業価値の最大化を図る観点から、グループ経営の基本方針を示すとともに、グループ各社の自主性を尊重しつつ、経営管理・業績評価を実施します。

また、グループ一体となったコンプライアンスの推進や、リスクマネジメントシステムの運用などにより、グループ全体のガバナンスを強化します。

監査部は、当社及び当社グループにおけるこれらの取組み状況を監査し、定期的に経営会議に報告します。

#### ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査業務を補助するため、監査役スタッフとして法律知識、税務・会計知識、技術関連知識を有する専任の使用人を必要数配置します。

また、監査を適正に行う上で高度な法律知識・能力、会計知識・能力などを特に必要とする場合にあっては、弁護士、公認会計士などの専門家を活用できるものとします。

#### ⑧監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフは、特段の理由がない限り監査役直属であり、監査役の指揮命令に服するものとします。



また、その人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を必要とするものとします。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、重要な施策の決定、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、内部監査の実施状況などについて、定期又は臨時に監査役へ報告します。

また、監査役が、当社及び当社グループの重要会議に適宜出席できるようにするとともに、重要な決裁・報告などの重要書類を随時閲覧できるようにします。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役その他の取締役との間で、定期的に意見交換を行います。特に、監査役の選任について、監査役会の有する提案権や同意権を尊重し、監査役と代表取締役との間で意見交換できる体制を整えます。

また、監査役と監査部及び会計監査法人並びに子会社の監査役が緊密な連携を図れるよう定期的に意見交換を行います。

## 7.株式会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

## 8.その他株式会社の状況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

## 附属明細書(事業報告関係)

### 1. 会社役員以外の会社の業務執行者との兼務状況の明細

事業報告 17 ページ「4(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりです。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しています。

# 貸借対照表

2012年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>(資産の部)</b>		
<b>I 流動資産</b>		
現金及び預金		14,850
高速道路事業営業未収入金		42,820
未収入金		13,184
未収収益		9
短期貸付金		21
有価証券		130,997
仕掛道路資産		1,476,090
商品		1
原材料		577
貯蔵品		728
受託業務前払金		2,645
前払金		209
前払費用		219
繰延税金資産		2,012
その他		14,215
貸倒引当金		△ 12
流動資産合計		1,698,573
<b>II 固定資産</b>		
<b>A 高速道路事業固定資産</b>		
有形固定資産		
建物	1,787	
減価償却累計額	△ 433	1,354
構築物	39,158	
減価償却累計額	△ 4,462	34,696
機械及び装置	78,169	
減価償却累計額	△ 35,864	42,305
車両運搬具	13,460	
減価償却累計額	△ 9,330	4,130
工具、器具及び備品	5,655	
減価償却累計額	△ 3,652	2,002
土地		228
リース資産	54	
減価償却累計額	△ 31	22
建設仮勘定		3,904
無形固定資産		4,000
<b>B 関連事業固定資産</b>		
有形固定資産		
建物	27,057	
減価償却累計額	△ 5,905	21,152
構築物	6,054	
減価償却累計額	△ 2,243	3,810
機械及び装置	962	
減価償却累計額	△ 501	461
車両運搬具	7	
減価償却累計額	△ 1	6
工具、器具及び備品	275	
減価償却累計額	△ 122	153
土地		103,937
建設仮勘定		11,504
無形固定資産		218
<b>C 各事業共用固定資産</b>		
有形固定資産		
建物	13,573	
減価償却累計額	△ 4,200	9,372
構築物	1,298	
減価償却累計額	△ 608	690
機械及び装置	25	
減価償却累計額	△ 22	2
車両運搬具	23	
減価償却累計額	△ 22	0
工具、器具及び備品	2,240	
減価償却累計額	△ 895	1,345
土地		9,006
リース資産	431	
減価償却累計額	△ 145	285
建設仮勘定		150
無形固定資産		5,329
		26,184

科 目	金 額		
D その他の固定資産			
有形固定資産			
建物	3		
減価償却累計額	△ 0	2	
土地		424	426
			426
E 投資その他の資産			
関係会社株式		7,167	
長期貸付金		56	
長期前払費用		2,089	
その他		1,990	
貸倒引当金		△ 188	11,115
固定資産合計			271,616
III 繰延資産			
道路建設関係社債発行費		2,121	
繰延資産合計			2,121
資 産 合 計			1,972,311
(負債の部)			
I 流動負債			
高速道路事業営業未払金		110,086	
1年以内返済予定長期借入金		8,088	
リース債務		132	
未払金		10,347	
未払費用		2,156	
未払法人税等		2,843	
預り連絡料金		1,546	
預り金		27,595	
受託業務前受金		2,938	
前受金		1,777	
前受収益		248	
賞与引当金		1,270	
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金		124	
その他		2,007	
流動負債合計			171,162
II 固定負債			
道路建設関係社債		1,094,143	
道路建設関係長期借入金		452,100	
その他の長期借入金		5,464	
リース債務		222	
受入保証金		11,831	
退職給付引当金		50,463	
役員退職慰労引当金		48	
ETCマイレージサービス引当金		5,825	
ポイント引当金		26	
その他		420	
固定負債合計			1,620,547
負 債 合 計			1,791,709
(純資産の部)			
I 株主資本			
資本金			65,000
資本剰余金			
資本準備金		65,000	
その他資本剰余金		6,650	
資本剰余金合計			71,650
利益剰余金			
その他利益剰余金			
高速道路事業積立金	27,767		
別途積立金	13,976		
繰越利益剰余金	2,206	43,951	
利益剰余金合計			43,951
株主資本合計			180,601
純 資 産 合 計			180,601
負 債 純 資 産 合 計			1,972,311

# 損益計算書

2011年4月1日から2012年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 高速道路事業営業損益		
1 営業収益		
料金収入	476,788	
道路資産完成高	59,023	
その他の売上高	4,588	540,400
2 営業費用		
道路資産賃借料	341,425	
道路資産完成原価	59,023	
管理費用	138,708	539,156
高速道路事業営業利益		1,243
II 関連事業営業損益		
1 営業収益		
受託業務収入	14,955	
休憩所等事業収入	12,702	
不動産賃貸収入	84	
その他の事業収入	560	28,303
2 営業費用		
受託業務事業費	15,101	
休憩所等事業費	8,183	
不動産賃貸費用	46	
その他の事業費用	1,324	24,656
関連事業営業利益		3,647
全事業営業利益		4,890
III 営業外収益		
受取利息		6
有価証券利息		107
受取配当金		407
物品売却益		0
土地物件貸付料		239
雑収入		343
		1,105
IV 営業外費用		
支払利息		183
震災救援活動費用		67
雑損失		86
経常利益		5,659
V 特別利益		
固定資産売却益		9
		9
VI 特別損失		
固定資産売却損		2
固定資産除却損		427
		429
税引前当期純利益		5,239
法人税、住民税及び事業税		3,490
法人税等調整額		△408
当期純利益		2,157

# 株主資本等変動計算書

2011年4月1日から2012年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
					高速道 路事業 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
2011年4月1日残高	65,000	65,000	6,650	71,650	26,344	11,669	3,780	41,793	178,444	178,444
事業年度中の変動額										
高速道路事業積立金の積立					1,423		△1,423	—	—	—
別途積立金の積立						2,307	△2,307	—	—	—
当期純利益							2,157	2,157	2,157	2,157
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	1,423	2,307	△1,573	2,157	2,157	2,157
2012年3月31日残高	65,000	65,000	6,650	71,650	27,767	13,976	2,206	43,951	180,601	180,601

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 一 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）によっております。
- ② 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法によっております。
- ③ その他有価証券  
時価のないもの  
移動平均法による原価法によっております。

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 仕掛道路資産  
個別法による原価法によっております。  
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。  
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
- ② 商品、原材料、貯蔵品  
主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### 二 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	8年～60年
機械及び装置	5年～17年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 三 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### (3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積もり方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

##### (5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

##### (6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

##### (7) ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。



#### 四 収益及び費用の計上基準

##### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

#### 五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

###### 道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

##### (2) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

#### 六 表示方法の変更

##### 損益計算書

前事業年度まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「震災救援活動費用」は、重要性が増したため、区分掲記しております。

なお、前事業年度における「震災救援活動費用」の金額は22百万円であります。

#### 2. 貸借対照表に関する注記

##### 一 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

① 道路建設関係社債 1,094,143百万円（額面額1,095,000百万円）

② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 245,000百万円

なお、上記の他、「資金決済に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産 その他」575百万円を法務局に供託しております。

##### 二 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	4,263,665百万円
東日本高速道路(株)	12,385百万円
西日本高速道路(株)	54百万円
合計	4,276,104百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

① 日本道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 36,951百万円

② 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 361,840百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が25,000百万円（額面額）、道路建設関係長期借入金が36,880百万円減少しております。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,601 百万円
長期金銭債権	101 百万円
短期金銭債務	28,921 百万円
長期金銭債務	10,467 百万円

四 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

高速道路事業固定資産	
機械及び装置	1 百万円
車両運搬具	23 百万円
合 計	<u>24 百万円</u>

五 仕掛道路資産の期末残高

当社の「社員の所得税法違反事案に関連する調査及び再発防止のための委員会」の調査により、本来、取得原価とならない金額が含まれております。なお、現在、調査中であるため、金額は未確定ではありますが、僅少であると想定されます。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	12,740 百万円
営業費用	82,163 百万円
営業取引以外の取引による取引高	3,659 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	130,000,000 株
------	---------------

5. 税効果会計に関する注記

一 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	32 百万円
賞与引当金	478 百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	46 百万円
退職給付引当金	17,885 百万円
ETC マイレージサービス引当金	2,056 百万円
その他	2,663 百万円
繰延税金資産小計	<u>23,163 百万円</u>
評価性引当額	<u>△ 21,105 百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>2,057 百万円</u>
繰延税金負債	
その他	<u>△ 44 百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△ 44 百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,012 百万円</u>

二 実効税率の変更

平成 23 年 12 月 2 日付で「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(法律第 114 号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(法律第 117 号)が公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が 40.4%から平成 24 年 4 月 1 日以後平成 27 年 3 月 31 日までに開始する事業年度に解消が見込まれるものについては 37.7%、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に解消が見込まれるものについては 35.3%にそれぞれ変更しております。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額が 144 百万円減少し、法人税等調整額が 144 百万円増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日より前に開始する事業年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

一 リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	161 百万円	140 百万円	20 百万円

(注) 取得原価相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

二 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	20 百万円
1 年超	— 百万円
合 計	20 百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

三 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	116 百万円
減価償却費相当額	116 百万円

四 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1 年内	335,285 百万円
1 年超	17,122,885 百万円
合 計	17,458,170 百万円

- (注) 1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね 5 年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
- ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 17 条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。
- また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)	341,425	高速道路事業営業未払金	33,380
				高速道路事業営業未収入金(注2)	—	342	
			道路資産、債務の引渡及び借入金の連帯債務	道路資産完成高(注1)	59,023	高速道路事業営業未収入金	120
				債務の引渡及び債務保証(注3)	61,880	—	—
			借入金の連帯債務	債務保証(注4)	4,263,665	—	—
債務保証(注5)	336,911	—		—			

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との間で協議の上、協定を締結しております。
2. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との協定において、実績料金収入が減算基準額を超えて下回った場合、道路資産賃借料が減算されることと規定されております。また、当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との協定については、前記「7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額」をご参照ください。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について(独)日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に前事業年度までに引き渡した額のうち、36,951百万円については東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して、299,960百万円については当社単独でそれぞれ債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

9. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,389.24 円
一株当たり当期純利益金額	16.59 円

10. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第40回社債	中日本高速道路株式会社第41回社債
発行総額	金400億円	金200億円
利率	年0.298パーセント	年0.561パーセント
発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
払込期日	平成24年5月23日	平成24年5月23日
償還期日	平成28年3月18日	平成31年3月20日
担保	一般担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第42回社債
発行総額	金400億円
利率	年0.942パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成24年5月23日
償還期日	平成34年3月18日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となることとしております。

(重要な契約の変更)

当社は、高速道路株式会社法第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定に基づき平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」及び「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」の一部を変更することを、平成24年4月12日開催の取締役会にて決議し、それに基づき平成24年4月17日付けで変更の協定を締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等」及び「一般国道16号（八王子バイパス）」の事業変更許可申請を行い、平成24年4月20日付けで許可を受けております。

協定の相手	(独)日本高速道路保有・債務返済機構								
協定締結日	平成24年4月17日								
変更内容	東海北陸自動車道（白鳥 IC～飛騨清見 IC）4車線化事業、東京外かく環状道路（中央 JCT（仮称）～東名 JCT（仮称））、名古屋環状2号線（名古屋西 JCT～飛島 JCT（仮称））及びスマート IC（6箇所）の事業追加及び交通量・収入推計等前提条件等の見直しに伴う計画料金収入及び道路資産の貸付料の変更								
変更による影響	<p>当該変更により、第二東海自動車道横浜名古屋線（神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県厚木市下津古久まで）ほか57区間に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額126,688百万円（消費税込み）が増額となり、平成24年度から平成62年度までの期間において、修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額244,781百万円（消費税込み）が増額となり、計画料金収入582,292百万円（消費税込み）及び道路資産の貸付料652,920百万円（消費税込み）がそれぞれ減額となり、また、災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額36百万円（消費税込み）が減額となります。</p> <p>また、「7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額」において、この協定を反映させた場合には以下のとおりとなります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">当会計期間 (平成24年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1年内</td> <td style="text-align: right;">332,201百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年超</td> <td style="text-align: right;">16,504,140百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">16,836,342百万円</td> </tr> </tbody> </table>	当会計期間 (平成24年3月31日)		1年内	332,201百万円	1年超	16,504,140百万円	合計	16,836,342百万円
当会計期間 (平成24年3月31日)									
1年内	332,201百万円								
1年超	16,504,140百万円								
合計	16,836,342百万円								

11. その他の注記

(追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

# 連結貸借対照表

2012年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>(資産の部)</b>		
<b>I 流動資産</b>		
1. 現金及び預金		19,271
2. 高速道路事業営業未収入金		42,817
3. 未収入金		14,596
4. 有価証券		132,382
5. 仕掛道路資産		1,473,743
6. たな卸資産		3,069
7. 繰延税金資産		3,237
8. その他		18,536
貸倒引当金		<u>△12</u>
流動資産合計		1,707,642
<b>II 固定資産</b>		
1. 有形固定資産		
(1) 建物	47,841	
減価償却累計額	<u>△12,850</u>	34,990
(2) 構築物	47,147	
減価償却累計額	<u>△7,499</u>	39,647
(3) 機械及び装置	79,546	
減価償却累計額	<u>△36,557</u>	42,988
(4) 車両運搬具	14,832	
減価償却累計額	<u>△10,385</u>	4,447
(5) 工具、器具及び備品	11,788	
減価償却累計額	<u>△6,502</u>	5,286
(6) 土地		115,346
(7) リース資産	1,078	
減価償却累計額	<u>△409</u>	668
(8) 建設仮勘定		<u>15,602</u>
有形固定資産合計		258,977
2. 無形固定資産		10,415
3. 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券		5,277
(2) 繰延税金資産		1,959
(3) その他		5,486
貸倒引当金		<u>△278</u>
投資その他の資産合計		12,444
固定資産合計		281,838
<b>III 繰延資産</b>		
道路建設関係社債発行費		<u>2,121</u>
繰延資産合計		2,121
資 産 合 計		<u>1,991,602</u>
<b>(負債の部)</b>		
<b>I 流動負債</b>		
1. 高速道路事業営業未払金		97,055
2. 1年以内返済予定長期借入金		8,088
3. 未払金		20,267
4. 未払法人税等		4,388
5. 賞与引当金		2,916
6. ハイウェイカード偽造損失補てん引当金		124
7. その他		<u>19,945</u>
流動負債合計		152,785
<b>II 固定負債</b>		
1. 道路建設関係社債		1,094,093
2. 道路建設関係長期借入金		452,100
3. 長期借入金		5,464
4. 退職給付引当金		57,701
5. 役員退職慰労引当金		214
6. ETCマイレージサービス引当金		5,825
7. ポイント引当金		26
8. その他		<u>22,306</u>
固定負債合計		1,637,732
負 債 合 計		<u>1,790,517</u>

科 目	金 額	
(純資産の部)		
I 株主資本		
1. 資本金	65,000	
2. 資本剰余金	71,650	
3. 利益剰余金	<u>62,134</u>	
株主資本合計		198,785
II その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	<u>△41</u>	
その他の包括利益累計額合計		△41
III 少数株主持分		<u>2,341</u>
純 資 産 合 計		<u>201,084</u>
負債純資産合計		<u>1,991,602</u>

# 連結損益計算書

2011年4月1日から2012年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 営業収益		596,306
II 営業費用		
1. 道路資産賃借料	341,425	
2. 高速道路等事業管理費及び売上原価	194,094	
3. 販売費及び一般管理費	51,963	
	587,483	
営業利益		8,822
III 営業外収益		
1. 受取利息	136	
2. 土地物件貸付料	222	
3. 負ののれん償却額	327	
4. 持分法による投資利益	264	
5. その他	600	
	600	1,551
IV 営業外費用		
1. 支払利息	169	
2. 震災救援活動費用	68	
3. その他	95	
	95	333
経常利益		10,041
V 特別利益		
1. 負ののれん発生益	1,502	
2. 段階取得に係る差益	408	
3. その他	40	
	40	1,952
VI 特別損失		
1. 固定資産除却損	503	
2. その他	13	
	13	517
税金等調整前当期純利益		11,475
法人税、住民税及び事業税	5,838	
法人税等調整額	△1,563	
少数株主損益調整前当期純利益		7,200
少数株主利益		343
当期純利益		6,856



## 連結株主資本等変動計算書

2011年4月1日から2012年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2011年4月1日期首残高	65,000	71,650	55,277	191,928
連結会計年度中の変動額				
当期純利益			6,856	6,856
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	—	—	6,856	6,856
2012年3月31日期末残高	65,000	71,650	62,134	198,785

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
2011年4月1日期首残高	△45	△45	724	192,607
連結会計年度中の変動額				
当期純利益				6,856
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	3	3	1,616	1,620
連結会計年度中の変動額合計	3	3	1,616	8,477
2012年3月31日期末残高	△41	△41	2,341	201,084

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数 17社

・連結子会社の名称 中日本エクシス㈱、中日本エクストール横浜㈱、中日本エクストール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・パトロール東京㈱、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱、NEXCO 中日本サービス㈱、中日本ロード・メンテナンス東海㈱、㈱エイチ・アール横浜、㈱グランセルセイワサービス、中日本高速技術マーケティング㈱、中日本高速オートサービス㈱

㈱エイチ・アール横浜については、当社の子会社である㈱グランセルセイワサービスが保有する株式に加え、当社の子会社である中日本エクシス㈱が新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

㈱グランセルセイワサービスについては、当社の子会社である中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱及び㈱エイチ・アール横浜が保有する株式に加え、当社の子会社である中日本エクシス㈱が新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

中日本高速技術マーケティング㈱については、当社100%出資子会社として設立したことから、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

中日本高速オートサービス㈱については、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱及び中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱の出資により設立したことから、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

なお、当連結会計年度より連結子会社に含めた4社については、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

##### ②非連結子会社の名称等

・非連結子会社の名称 (有)ミズノ商事、㈱ウェイザ

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ①持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

・持分法適用の関連会社の数 14社

・会社の名称

北陸高速道路ターミナル㈱、㈱NEXCO システムズ、㈱高速道路総合技術研究所、ハイウェイ・トール・システム㈱、㈱NEXCO 保険サービス、中日本ロード・メンテナンス中部㈱、日本ロード・メンテナンス㈱、㈱東京ハイウェイ、中日本施設管理㈱、NHS 名古屋㈱、ティーシーメンテナンス㈱、日本高速道路インターナショナル㈱、㈱高速保全、㈱アステック

㈱東京ハイウェイについては、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱が株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

中日本施設管理㈱については、当社の子会社である中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱及び中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱が株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

NHS 名古屋㈱については、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱が株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

ティーシーメンテナンス㈱については、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱が株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

日本高速道路インターナショナル㈱については、当社、東日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、首都高速道路㈱及び阪神高速道路㈱の出資により設立したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

㈱高速保全については、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱が株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

㈱アステックについては、㈱エイチ・アール横浜及び㈱グランセルセイワサービスの子会社化に伴い、議決権比率が増加したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

なお、中部ホールディングス㈱は、中日本ロード・メンテナンス中部㈱に商号を変更しております。

②持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

・会社の名称

(非連結子会社)  
(有)ミズノ商事、(株)ウェイザ  
(関連会社)  
(株)章榮、三重ハイウェイサービス(株)

・持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社(有)ミズノ商事、(株)ウェイザ)及び関連会社(株)章榮)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

持分法を適用しない関連会社(三重ハイウェイサービス(株))は、平成24年4月1日に三重観光開発(株)に吸収合併され、存続会社の三重観光開発(株)は関連会社に該当しないことから、財務及び営業又は事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められるため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

・商品、原材料、貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	8年～60年
機械及び装置	5年～17年

また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積り方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

二. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

ホ. 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

ヘ. ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

ト. ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

ロ. 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

ハ. 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

(4) 表示方法の変更

(連結損益計算書)

① 前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「震災救援活動費用」は、重要性が増したため、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度における「震災救援活動費用」の金額は24百万円であります。

② 前連結会計年度まで特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「段階取得に係る差益」は、重要性が増したため、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度における「段階取得に係る差益」の金額は24百万円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

① 道路建設関係社債 1,094,093百万円（額面額1,094,950百万円）

② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 245,000百万円

なお、上記の他、「資金決済に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産 その他」585百万円を法務局に供託しております。

## (2) 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- ① 日本道路公団等民営化関係法施行法第 16 条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	4,263,665 百万円
東日本高速道路㈱	12,385 百万円
西日本高速道路㈱	54 百万円
合 計	4,276,104 百万円

- ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

イ. 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	36,951 百万円
--------------------	------------

ロ. 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	361,740 百万円
--------------------	-------------

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が 25,000 百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が 36,880 百万円減少しております。

## (3) 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりです。

有形固定資産(機械及び装置)	1 百万円
有形固定資産(車両運搬具)	23 百万円
合 計	24 百万円

## (4) 仕掛道路資産の期末残高

当社の「社員の所得税法違反事案に関連する調査及び再発防止のための委員会」の調査により、本来、取得原価とならない金額が含まれております。なお、現在、調査中であるため、金額は未確定ではありますが、僅少であると想定されます。

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式	130,000,000 株
------	---------------

## 4. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については社債及び借入金による方針であり、調達実績における償還期間はいずれも 10 年以内となっております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

高速道路事業営業未収入金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、資金運用目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

高速道路事業営業未払金及び未払金は、そのほとんどが 1 年以内の支払期日であります。

長期借入金は、当社が民営化に伴い日本道路公団から承継したものと及び会社資産の設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法第 51 条第 2 項ないし第 4 項の規定に基づき工事完了時等により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金であります。変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

高速道路事業営業未収入金及び未収入金については、各部署が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制となっております。

有価証券及び投資有価証券は、主に資金運用目的で保有している譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、社内規程に基づき格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

道路建設関係長期借入金のうち、変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部に一定の条件下で繰上償還ができる旨の条項を盛り込むなどして管理しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券は、主に資金運用目的で保有している譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、社内規程に基づき、確定利回りの商品に限定する、外貨建てのものを禁止するなどして市場リスクを管理しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が定期的に資金計画及び資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 24 年 3 月 31 日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれていません。（注 2）参照

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	19,271	19,271	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	42,817	42,817	—
(3) 未収入金	14,596	14,596	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	22,759	22,770	10
② その他有価証券	111,009	111,009	—
資産計	210,454	210,465	10
(1) 高速道路事業営業未払金	97,055	97,055	—
(2) 未払金	20,267	20,267	—
(3) 未払法人税等	4,388	4,388	—
(4) 道路建設関係社債	1,094,093	1,128,994	34,900
(5) 道路建設関係長期借入金	452,100	455,792	3,692
(6) 長期借入金	13,552	13,665	112
負債計	1,681,458	1,720,164	38,706

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価が帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。また、満期のある預金については、短期であるため、時価が帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金及び(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券のうち、譲渡性預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、満期保有目的の債券及び上記以外のその他有価証券については、取引所の価格によっております。

## 負債

### (1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金及び(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (4) 道路建設関係社債

市場価格に基づき算定しております。

### (5) 道路建設関係長期借入金及び(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### デリバティブ取引

組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品（仕組債）については、全体を時価評価し、その他有価証券に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	保有目的	連結貸借対照表計上額
非上場株式	子会社及び関連会社株式	3,829
	その他有価証券	60

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価情報の資産「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 5. 賃貸等不動産に関する注記

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	15,063	14,527
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	124,054	113,085

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,528.79円
1株当たり当期純利益金額	52.74円

## 7. 重要な後発事象

(連結子会社の会社分割)

当社の子会社である中日本エクシス(株)は、サービスエリアにおける自動販売機事業及び飲食事業を専門的に実施する会社として、中日本ハイウェイ・アドバンス(株)を新設分割により設立し、連結子会社としました。

株式取得する会社の名称	中日本ハイウェイ・アドバンス(株)
事業の内容	サービスエリアにおける自動販売機事業及び飲食事業
規模	資本金 30百万円 (平成24年4月2日現在)
新設分割の時期	平成24年4月2日
取得する株式の数	60,000株
議決権比率	100.0%

(株式取得による連結子会社化)

1. 当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)は、当社が行う高速道路の維持修繕業務について、合理的に実施することを目的として、中日本ロード・メンテナンス静岡(株)の株式を取得し、連結子会社としました。

株式取得する会社の名称	中日本ロード・メンテナンス静岡(株)
事業の内容	当社が管理する高速道路の維持修繕業務
規模	資産 40 百万円 負債 1 百万円 純資産 38 百万円 (平成 24 年 3 月 31 日現在)
株式取得の時期	平成 24 年 4 月 4 日
取得する株式の数	408 株
取得価額	20 百万円
議決権比率	51.0%

2. 当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)は、当社が行う高速道路の維持修繕業務について、合理的に実施することを目的として、東京ロードメンテナンス(株)の株式を取得し、連結子会社としました。

株式取得する会社の名称	東京ロードメンテナンス(株)
事業の内容	当社が管理する高速道路の維持修繕業務
規模	資産 1,248 百万円 負債 445 百万円 純資産 803 百万円 (平成 24 年 3 月 31 日現在)
株式取得の時期	平成 24 年 4 月 9 日
取得する株式の数	560 株
取得価額	140 百万円
議決権比率	51.6%



(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第 40 回社債	中日本高速道路株式会社第 41 回社債
発行総額	金 400 億円	金 200 億円
利率	年 0.298 パーセント	年 0.561 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	平成 24 年 5 月 23 日	平成 24 年 5 月 23 日
償還期日	平成 28 年 3 月 18 日	平成 31 年 3 月 20 日
担保	一般担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第 42 回社債
発行総額	金 400 億円
利率	年 0.942 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	平成 24 年 5 月 23 日
償還期日	平成 34 年 3 月 18 日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

(重要な契約の変更)

当社は、高速道路株式会社法第 6 条第 1 項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 13 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 3 月 31 日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」及び「一般国道 1 6 号 (八王子バイパス) に関する協定」の一部を変更することを、平成 24 年 4 月 12 日開催の取締役会にて決議し、それに基づき平成 24 年 4 月 17 日付けで変更の協定を締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等」及び「一般国道 1 6 号 (八王子バイパス)」の事業変更許可申請を行い、平成 24 年 4 月 20 日付けで許可を受けております。

協定の相手	(独)日本高速道路保有・債務返済機構
協定締結日	平成 24 年 4 月 17 日
変更内容	東北北陸自動車道 (白鳥 IC~飛騨清見 IC) 4 車線化事業、東京外かく環状道路 (中央 JCT (仮称)~東名 JCT (仮称))、名古屋環状 2 号線 (名古屋西 JCT~飛鳥 JCT (仮称)) 及びスマート IC (6 箇所) の事業追加及び交通量・収入推計等前提条件等の見直しに伴う計画料金収入及び道路資産の貸付料の変更
変更による影響	当該変更により、第二東海自動車道横浜名古屋線 (神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県厚木市下津古久まで) ほか、57 区間に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額 126,688 百万円 (消費税込み) が増額となり、平成 24 年度から平成 62 年度までの期間において、修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額 244,781 百万円 (消費税込み) が増額となり、計画料金収入 582,292 百万円 (消費税込み) 及び道路資産の貸付料 652,920 百万円 (消費税込み) がそれぞれ減額となり、また、災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額 36 百万円 (消費税込み) が減額となります。

8. その他の注記

(追加情報)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月31日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安田 豊 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷口 定敏 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松岡 和雄 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成24年5月31日

中日本高速道路株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安田 豊	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷口 定敏	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松岡 和雄	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2011年4月1日から2012年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該  
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指  
摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社元社員による不正行為やその他不適切な業務処理の事案が発見されましたが、再発防止に向けた対応として、契約権限及び関係規程類の見直しなど内部統制システムの強化が図られていることを検証しており、引き続きその推移を注視してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2012年6月7日

中日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 高橋 達治 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 伊藤 孝一郎 ㊟

社外監査役 神尾 隆 ㊟

社外監査役 富山 和彦 ㊟

# 中日本高速道路株式会社

## 第 7 回 定 時 株 主 総 会

### (決議事項)

第 1 号議案	剰余金の処分の件	P 1
第 2 号議案	取締役 6 名の選任の件	P 2
第 3 号議案	監査役 1 名の選任の件	P 5
第 4 号議案	退任役員に対する慰労金の贈呈の件	P 6

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、下記のとおり、高速道路事業に係る利益については、将来の道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるために「高速道路事業積立金」として、関連事業に係る利益については、将来投資への備えなど、財務基盤の強化のために「別途積立金」として積み立て、また、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成一六年六月九日法律第百号）第十二条第一項第七号の規定に基づく、会社努力の費用の縮減による助成金に係る利益は、繰越利益剰余金とさせていただきたいと存じます。

### 【剰余金の処分に関する事項】

#### （1） 増加する剰余金の項目及びその額

高速道路事業積立金	729,772,179 円
別途積立金	1,424,968,953 円

#### （2） 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	2,154,741,132 円
---------	-----------------

（注）高速道路事業積立金及び別途積立金の取崩しを行う場合は株主総会の決議によります。



## 第2号議案 取締役6名の選任の件

取締役全員6名は、第7回定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かね こ たけ かず 金子 剛一 (昭和18年6月21日生)	昭和43年1月 住友スリーエム株式会社 入社 昭和60年1月 同 原価部長 平成2年7月 同 財務本部長 平成4年6月 同 取締役財務本部長 平成9年1月 3M社 アジア太平洋地域 財務担当ディレクター 平成12年1月 住友スリーエム株式会社 取締役人事本部長 平成12年11月 同 取締役人事・法務・広報・コーポレートマーケティング及び情報システム担当 平成13年3月 同 常務取締役 平成15年2月 同 代表取締役副社長 平成21年1月 同 特別顧問 平成22年6月 中日本高速道路株式会社 代表取締役会長兼社長 現在に至る	0株
2	よしかわ りょういち 吉川 良一 (昭和24年3月9日生)	昭和49年4月 日本道路公団 入社 平成13年8月 同 保全交通部長 平成14年7月 同 企画部長 平成15年5月 同 中部支社長 平成17年10月 中日本高速道路株式会社 常務執行役員 横浜支社長 兼 中央研究所長 平成19年4月 同 常務執行役員 横浜支社長 平成20年6月 同 取締役 常務執行役員 保全・サービス事業本部長 平成22年6月 同 取締役 専務執行役員 保全・サービス事業本部長 現在に至る	0株

3	なかやま けいいち 中山 啓一 (昭和24年7月26日生)	昭和48年4月 建設省 採用 平成4年4月 同 大臣官房広報室長 平成5年7月 同 大臣官房地方厚生課長 平成6年7月 自治省 財政局 公営企業第二課長 平成7年6月 同 指導課長 平成8年7月 建設省 建設経済局 建設業課長 平成10年6月 同 道路局 道路総務課長 平成12年6月 日本道路公団 総務部長 平成14年1月 国土交通省 大臣官房審議官 平成15年7月 財団法人道路システム高度化推進機構 常務理事 平成17年10月 中日本高速道路株式会社 常務執行役員 高速道路事業本部 保全・サービス事業部長 平成18年4月 同 常務執行役員 保全・サービス事業本部長 平成20年6月 同 常務執行役員 総務本部長 平成22年9月 同 取締役 常務執行役員 総務本部長 現在に至る	0株
4	たかまつ たかひさ 高松 隆久 (昭和31年2月1日生)	昭和53年4月 日本道路公団 入社 平成16年2月 同 用地・管理部 次長 平成17年7月 同 中日本会社移行本部 関連事業部長 平成17年10月 中日本高速道路株式会社 経営企画部長 平成20年6月 同 執行役員 横浜支社長 平成20年7月 同 執行役員 東京支社長 平成22年6月 同 常務執行役員 東京支社長 平成22年9月 同 取締役 常務執行役員 関連事業本部長 現在に至る	0株
5	ひろせ あきら 廣瀬 輝 (昭和29年4月29日生)	昭和52年4月 建設省 採用 平成13年7月 国土交通省 中部地方整備局 道路部長 平成18年7月 同 道路局 有料道路課長 平成20年7月 同 大臣官房審議官 平成21年7月 中日本高速道路株式会社 執行役員 建設事業本部長 平成22年6月 同 常務執行役員 建設事業本部長 平成22年9月 同 取締役 常務執行役員 建設事業本部長 現在に至る	0株

6	こむろ としじ 小室 俊二 (昭和29年11月18日生)	昭和53年4月 日本道路公団 入社 平成19年4月 中日本高速道路株式会社 保 全・サービス事業本部 保全・サ ービス担当部長 平成20年6月 同 企画本部 経営企画部長 平成21年6月 同 執行役員 企画本部 経営 企画部長 平成23年6月 同 取締役 常務執行役員 企 画本部長 兼 経営企画部長 現在に至る	0株
---	------------------------------------	---	----

### 第3号議案 監査役1名の選任の件

監査役高橋達治氏は、第7回定時株主総会終結の時をもって退任したい旨の申し出がありましたので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の田宮道衛氏は、監査役高橋達治氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任する監査役高橋達治氏の任期の満了する時（2013<平成25>事業年度に関する定時株主総会終結の時）までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	たみや みちえい 田宮 道衛 (昭和25年12月10日生)	昭和49年4月 日本道路公団 入社 平成13年4月 同 保全交通部 次長 平成15年5月 同 監察室長 平成16年12月 同 総合研修所長 平成17年10月 中日本高速道路株式会社 執行役員 横浜支社 支社長代行 平成18年6月 同 執行役員 関連事業本部 本部長代行 兼 関連事業本部 事業開発部長 平成19年4月 同 執行役員 関連事業本部 本部長代行 兼 関連事業本部 サービスエリア事業部長 兼 関連事業本部 事業開発部長 平成19年10月 同 執行役員 総務本部 人事部長 平成22年9月 同 常務執行役員 総務本部 人事部長 現在に至る	0株

(注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 退任役員に対する慰労金の贈呈の件

第7回定時株主総会終結の時をもって、監査役を退任されます高橋達治氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

また、その具体的金額等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、退任されます監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
高橋 達治	平成17年10月1日 当社監査役（常勤） 現在に至る